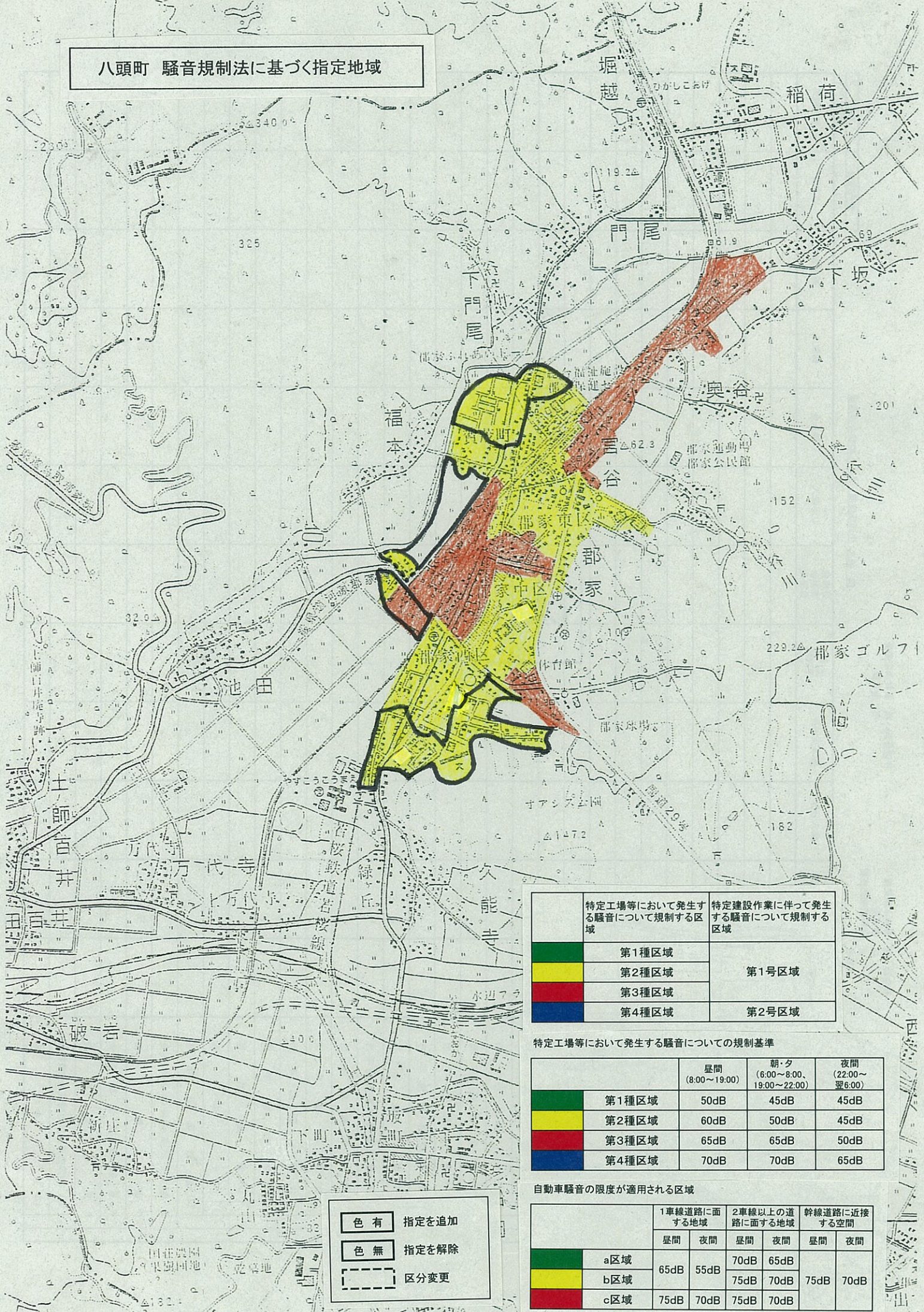


八頭町 騒音規制法に基づく指定地域



	特定工場等において発生する騒音について規制する区域	特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する区域
■	第1種区域	第1号区域
■	第2種区域	
■	第3種区域	
■	第4種区域	

特定工場等において発生する騒音についての規制基準

	昼間 (8:00~19:00)	朝・夕 (6:00~8:00、 19:00~22:00)	夜間 (22:00~ 翌6:00)
■ 第1種区域	50dB	45dB	45dB
■ 第2種区域	60dB	50dB	45dB
■ 第3種区域	65dB	65dB	50dB
■ 第4種区域	70dB	70dB	65dB

自動車騒音の限度が適用される区域

	1車線道路に面する地域		2車線以上の道路に面する地域		幹線道路に近接する空間	
	昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
■ a区域	65dB	55dB	70dB	65dB		
■ b区域			75dB	70dB	75dB	70dB
■ c区域			75dB	70dB		

色有 指定を追加  
 色無 指定を解除  
 〰 区分変更